

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第73号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則(平成17年鳥取県規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条項等及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条項等並びに別表及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式(以下この条において「移動後別表等」という。)が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県石綿健康被害防止条例</u>(平成17年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(石綿含有材料等)</p> <p>第3条 条例第2条第4号の規則で定める石綿を含有する<u>保温材その他の建築物等の材料は、次に掲げるものうち石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例</u>(平成17年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(石綿含有材料等)</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める石綿を含有する<u>保温材等は、次の各号に掲げるものうち石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超えるものとする。</u></p>

(1)~(3) 略

(飛散等防止基準)

第3条の2 条例第2条第6号の規則で定める基準は、別表の左欄に掲げる作業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(事業者が行う調査等)

第4条 条例第4条第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、次に掲げる工場、作業場又は事業場(以下「工場等」という。)において行うものとし、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準その他知事が適切と認める方法により行い、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。

(1) 吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業(2日を超える期間にわたって行われるものに限る。)を行う工場等

(2) 石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業を行う工場等のうち、当該作業の対象となる建築物等の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(3) 略

2 調査は、次に掲げる工場等ごとに、それぞれに定めるところにより行うものとする。

(1) 前項第1号に掲げる工場等 作業前、作業中及び作業後にそれぞれ1回以上

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる工場等 6月を超えない期間ごとに1回以上

3 条例第4条第1項の事業者(以下「事業者」という。)は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿、写真その他の資料(以下「記録簿等」という。)に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

4 略

5 条例第4条第2項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、調査結果が判明するまでに石綿粉じん排出

(1)~(3) 略

(事業者が行う調査等)

第4条 条例第4条第2項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、次に掲げる工場、作業場又は事業場(以下「工場等」という。)において行うものとし、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準により行い、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。

(1) 吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業(以下「作業」という。)を行う工場等のうち、期間が2日を超える作業を行うもの

(2) 石綿成形板に係る作業を行う工場等のうち、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

(3) 略

2 調査は、6月を超えない期間ごとに1回行うものとする。

3 条例第4条第1項の事業者(以下「事業者」という。)は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を40年間保存するものとする。

4 略

5 条例第4条第2項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、調査結果が判明するまでに作業が終了した

等作業が終了した場合は、この限りでない。

(建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第6条第1項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、条例第6条第1項の共用部分(以下「共用部分」という。)について大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置を行い、明らかに飛散のおそれのない場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に定める建築士その他別に定める者の目視をもって代えることができる。

2 略

3 条例第5条第1項の所有者等(以下「所有者等」という。)は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を50年間保存するものとする。

4及び5 略

(事前調査結果の報告)

第6条の2 条例第6条の3第1項の規則で定める建築物等は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であって、平成8年までに建築されたものとする。

2 条例第6条の3第1項本文又は第2項の規定による報告は、事前調査結果報告書(様式第1号)によるものとする。

3 条例第6条の3第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 注文者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先

(2) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先

(3) 下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

4 条例第6条の3第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 報告対象工事の対象となる建築物等(以下「報告対象建築物等」という。)の付近の見取図

(2) 報告対象建築物等の配置図及び平面図

(3) 報告対象建築物等における吹付け材の使用の有無を明らかにした設計図書、写真その他の資料

場合は、この限りでない。

(建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第6条第1項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)は、条例第6条第1項の共用部分(以下「共用部分」という。)について大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置を行い、明らかに飛散のおそれのない場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に定める建築士その他別に定める者の目視をもって代えることができる。

2 略

3 条例第5条第1項の所有者等(以下「所有者等」という。)は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を40年間保存するものとする。

4及び5 略

(4) 条例第6条の2第2項本文の規定による調査を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 条例第7条第1項本文又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等(以下「作業対象建築物等」という。)の構造
- (2) 注文者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- (3) 略
- (4) 下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業対象建築物等の配置図
- (2) 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程表
- (3) 作業対象建築物等がシートその他の資材又は工作物(以下「シート等」という。)で覆われる状況を示す見取図(主要な部分の寸法を記入したもの)
- (4) 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業の対象となる部分の見取図(主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの)

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の2 条例第7条の3第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 石綿粉じん排出等作業の種類
- (2) 施工者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) 石綿粉じん排出等作業を行う期間
- (5) 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散(以下「石綿の飛散等」

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 作業の対象となる建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の構造
- (2) 注文者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)並びに連絡先
- (3) 略
- (4) 下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況を明示した書類
- (2) 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

という。)を防止するために講ずる措置の概要
(6) 条例又は大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出の届出先、その連絡先及び届出年月日

(処理予定量等の届出)

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、石綿含有材料等処理予定量届出書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告は、石綿含有材料等処理状況報告書(様式第4号)によるものとする。

3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日(処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第3項又は第4項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日)から14日以内に行うものとする。

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第9条 二以上の石綿粉じん排出等作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の石綿粉じん排出等作業が同一の建築物等について又は同一の工場等において行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

(身分証明書)

第10条 条例第11条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第5号)とする。

(廃棄予定量等の届出)

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、石綿含有材料等廃棄予定量届出書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告は、石綿含有材料等廃棄状況報告書(様式第3号)によるものとする。

3 前項の報告は、最終的に処分が終了した日(処分を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第3項又は第4項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日)から14日以内に行うものとする。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第9条 作業を行う者は、次の各号に掲げる事項を作業場所の見やすい箇所に、作業開始の日の7日前から作業終了の日までの間掲示するものとする。

(1) 作業の種類

(2) 施工事業者名並びに住所及び連絡先

(3) 現場責任者氏名

(4) 作業を行う期間

(5) 飛散防止のための措置の概要

(6) 条例又は大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出の届出先及び連絡先並びに届出の年月日

2 作業を行う者は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに掲示内容を修正しなければならない。

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

(身分証明書)

第11条 条例第11条第2項に規定する証明書は、様式第4号によるものとする。

附 則
 (施行期日)
 1 略
 (経過措置)
 2 略

附 則
 (施行期日)
 1 略
 (経過措置)
 2 略
 (この規則の失効)

3 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の
 所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ
 の効力を失う。

別表(第3条の2関係)

(1) 石綿成形板が使用されている建築物等を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと、又は石綿の飛散等を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 作業対象建築物等をシート等により覆うこと。 イ 作業対象建築物等を湿潤化すること。 ウ 石綿の飛散等を適切に防止することのできる工法により行うこと。 エ 解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破碎されたものは容器への封入又は包装により密閉した上で、場外に搬出すること。
(2) 石綿成形板が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。
(3) 石綿セメント管を撤去する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと、又は石綿の飛散等を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 撤去する石綿セメント管を湿潤化すること。 イ 石綿の飛散等を適切に防止することのできる工法により行うこと。

	ウ 撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破碎されたものは容器への封入又は包装により密閉した上で、場外に搬出すること。
(4) 石綿セメント管を改造し、又は補修する作業	(2)に準じた方法により行うこと。

様式第1号(第6条の2関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名 ,

(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の3第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり報告します。

報告	名称	
対象	所在地	
建築	建築年	
物等の概要	構造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 その他()
	延べ面積及び階数	
	用途	
	増改築等の有無及びその内容	有・無 内容()

報告対象工事の実施の	着手	
期間	終了	
調査	調査年月日	
の方	調査責任者の氏	
法及	名及び連絡先	
び結	調査方法	別紙のとおり
果	調査結果	吹付け石綿の使用：有・無 詳細は別紙のとおり
注文者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先		
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先		
下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先		

注 1 構造欄、増改築の有無及びその内容欄及び調査結果欄は、該当するものを で囲むこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 報告対象建築物等の付近の見取図、配置図及び平面図
- 2 報告対象建築物等における吹付け材の使用の有無を明らかにした設計図書、写真その他の資料
- 3 条例第6条の2第2項の規定による調査を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

別紙

調査結果の詳細

吹付け材の使用箇所		
吹付け材の種類		
調査結果	吹付け石綿の使用 有・無	吹付け石綿の使用 有・無
目視	吹付け材の使用の有	有・無

	無		
	施工状況	露出・囲い込み・封じ込め	露出・囲い込み・封じ込め
設計図書等	吹付け材の使用の有無	有・無・不明	有・無・不明
	吹付け材の名称		
	石綿含有の有無	有・無・不明	有・無・不明
分析	実施状況	実施・未実施	実施・未実施
	分析結果	アクチノライト（パーセント・0.1パーセント未満） アモサイト（パーセント・0.1パーセント未満） アンソフィライト（パーセント・0.1パーセント未満） クリソタイル（パーセント・0.1パーセント未満） クロシドライト（パーセント・0.1パーセント未満） トレモライト（パーセント・0.1パーセント未満）	アクチノライト（パーセント・0.1パーセント未満） アモサイト（パーセント・0.1パーセント未満） アンソフィライト（パーセント・0.1パーセント未満） クリソタイル（パーセント・0.1パーセント未満） クロシドライト（パーセント・0.1パーセント未満） トレモライト（パーセント・0.1パーセント未満）
	分析機関		
	当該箇所における吹付け石綿の飛散防止措置の実施状況	実施済（除去・囲い込み・封じ込め）・今回実施	実施済（除去・囲い込み・封じ込め）・今回実施
	参考事項		

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
(法人にあっては、
主たる事務所の所在
地)

届出者 氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏
名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第7条第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略
注文者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
略

注 略

添付書類

- 1 作業対象建築物等の付近の見取図及び配置図
- 2 石綿粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程表
- 3 作業対象建築物等がシート等で覆われる状況を示す見取図(主要な部分の寸法を記入したもの)
- 4 作業対象建築物等のうち、石綿粉じん排出等作業の対象となる部分の見取図(主要な部分の寸法及び石綿含有材料等の使用箇所を記入したもの)

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

略

注 1及び2 略

- 3 規則別表の右欄に掲げる同等以上の効果を有する措置をとる場合にあっては、石綿粉じ

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所

届出者 氏 名
(法人にあっては、
主たる事務所の所在
地及び名称並びに代
表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略
注文者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)並びに連絡先
略

注 略

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

略

注 1及び2 略

- 3 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、条例第2条第4号に規定する飛散等防

んの排出又は飛散の抑制方法の欄にその措置の内容を記載すること。

4 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

略	
処理する石綿含有材料等の種類及び量	略
石綿含有材料等の種類ごとの処理の方法(運搬又は処分を委託する場合には、その相手方の名称、所在地及び連絡先を含む。)	略
略	

注 略

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況報告書

止基準において定められた措置と同等以上の効果を有する措置をとる場合においては、その措置の内容を記載すること。

4 略

添付書類

建築物等をシート等で覆った状況を示す見取図
(主要寸法を記入すること。)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等廃棄予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所

届出者 氏 名
(法人にあっては、
主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

石綿含有材料等を廃棄するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

略	
廃棄する石綿含有材料等の種類及び量	略
石綿含有材料等の種類ごとの廃棄の方法(運搬又は処分を委託する場合には、その相手方の名称、所在地及び連絡先を含む。)	略
略	

注 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等廃棄状況報告書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
(法人にあっては、
主たる事務所の所在
地)

届出者 氏 名
(法人にあっては、
名称及び代表者の氏
名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略	
処理した石綿含有材料等の種類及び量	略
石綿含有材料等の種類ごとの処理の方法（運搬又は処分を委託した場合にあっては、その相手方の名称、所在地及び連絡先を含む。）	略
略	
処理が終了した年月日	略

注 1 略

2 石綿含有材料等の処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項又は第4項の規定により送付を受けた最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。（運搬のみを委託した場合にあっては、同条第2項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。）

様式第5号（第10条関係）

(表)

第 号
身分証明書
所属

職 氏 名 様

郵便番号
住 所

届出者 氏 名
(法人にあっては、
主たる事務所の所在
地及び名称並びに代
表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の廃棄が終了したので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

略	
廃棄した石綿含有材料等の種類及び量	略
石綿含有材料等の種類ごとの廃棄の方法（運搬又は処分を委託した場合にあっては、その相手方の名称、所在地及び連絡先を含む。）	略
略	
廃棄が終了した年月日	略

注 1 略

2 石綿含有材料等の処分を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第3項又は第4項の規定に基づき送付を受けた最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。（運搬のみを委託した場合にあっては、同条第2項の規定に基づき送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。）

様式第4号（第11条関係）

(表)

第 号
身分証明書
所属

職名

氏名

上記の者は、鳥取県石綿健康被害防止条例第11条第1項の規定により検査を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 

職名

氏名

上記の者は、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第11条第1項の規定により検査を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 

(裏)

鳥取県石綿健康被害防止条例 (抜すい)

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア 第6条の3第1項又は第2項の規定による報告

イ 第7条第1項又は第2項の規定による届出

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 第10条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による報告

(2) 第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要がある

(裏)

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例 (抜すい)

(立入検査等)

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

